

許認可等の内容	利用の許可（変更を含む。）		
根拠法令及び条項	鳥取市民会館条例第 5 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>市民会館の利用の許可は、条例第 7 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 建物又は器具を破損するおそれがあると認めるとき。 3 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 4 その他管理上不適当と認めるとき。 <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、市民会館の設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	特別な設備の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市民会館条例第 12 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設定日	平成 16 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>特別な設備の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 市民会館に当該設備を設ける必要性があり、かつ、市民会館の用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができることと認められること。 <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

企画 3 - 3

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市民会館条例第 16 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>市民会館及びその敷地内における印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 市民会館で当該行為を行う必要性があり、かつ、市民会館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

企画 3 - 4

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例第 5 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	即時	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>鳥取世界おもちゃ館の利用の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 3 その他管理上支障があると認めるとき。 <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、おもちゃ館の設置の目的から判断して不適当な利用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	展示物の模写又は撮影の許可		
根拠法令及び条項	鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例第6条第1項第2号		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
<p>審査基準</p> <p>展示物の模写又は撮影の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権を侵害するおそれのあるとき。 2 他の観覧者の迷惑になることが想定されるとき。 3 展示物を破損又は汚染するおそれのあるとき。 <p style="text-align: right;">変更日 平成18年4月1日 変更日 平成31年4月1日</p>			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成17年9月30日
<p>審査基準</p> <p>交流館の利用の許可は、条例第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 建物又は器具を破損するおそれがあると認めるとき。 3 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 4 その他管理上不適当と認めるとき。 <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、交流館の設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p>			

企画 3-7

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設定日	平成 17 年 9 月 30 日
審査基準			
<p>交流館及びその敷地内における印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 交流館で当該行為を行う必要性があり、かつ、交流館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 			

企画 3-8

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国際交流プラザの設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 9 年 4 月 1 日
審査基準			
<p>国際交流プラザ使用の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 鳥取市立湖山西地区公民館と一体的に使用する場合を除き、使用目的が国際理解又は国際交流に該当しないと認めるとき。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 5 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 			
平成 24 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	物品販売等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国際交流プラザの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 9 年 4 月 1 日
<p>審査基準</p> <p>物品販売等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 国際交流プラザで当該行為を行う必要性があり、かつ、国際交流プラザの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における講師の著書の販売、外国人留学生等を支援する目的で開催されるリサイクル生活用品等の販売会、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における広報用ポスターの掲示などがある。 <p style="text-align: right;">変更日 平成 12 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設定日	令和 8 年 3 月 1 日
<p>審査基準</p> <p>交流広場の行為の許可は、条例第 7 条第 1 項各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、行為の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険があるときをいう。つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障が生じることを十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、交流広場の設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 			

企画 3-11

許認可等の内容	行為の許可事項の変更許可		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第6条第1項		
担当課	文化交流課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	令和8年3月1日
審査基準 鳥取市まちなか交流広場の「行為の許可」の審査基準を準用する。			

企画 3-12

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第14条		
担当課	文化交流課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	令和8年3月1日
審査基準 使用料の減免は、条例第14条及び条例施行規則第3条各号の規定により、公益上特に必要と認められる場合に行うことができるとされている。ここで「公益上特に必要が認められる」とは、具体的に次のいずれかに該当する場合などをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1 営利を目的とせず、かつ、入場料等の料金を徴収しないものであるとき。 2 行政機関、実行委員会方式で構成する委員等に鳥取市を含むもの、鳥取市役所内に事務局のある協会及び鳥取市が会員となっている法人が使用する場合 3 麒麟のまち圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町、新温泉町）の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、社会福祉法に規定する事業を行う団体、障がい者団体、自治会及び自治会の関係団体（子ども会、婦人会、マンション管理組合等）が使用する場合 4 鳥取市、鳥取市教育委員会及び鳥取市中心市街地活性化協議会が共催・後援又は助成・補助を行う行事や事業で使用する場合 5 新聞、雑誌、テレビ等において、交流広場の情報提供を目的とする写真又は動画の撮影（企画書等を事前に提出し、要件を満たすと認められる場合に限り）で使用する場合 なお、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならない。また、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

企画 3 - 1 3

許認可等の内容	駐車料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 1 4 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>駐車料金の減免は、条例第 14 条及び条例施行規則第 5 条第 1 項各号（同条第 2 項で準用する場合を含む。）に該当するかどうかについて、審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国又は地方公共団体が、業務を行うため使用する自動車が増車するとき。 2 交流広場の監督又は検査のため使用する自動車が増車するとき。 3 交流広場の電気、水道、ガスその他の工事に使用する自動車が増車するとき。 4 その他市長が増車料金の減免を適当と認める自動車が増車するとき。 <p>これは、公益上特に必要と認める場合に限り増車料金を減免するものである。ここで「公益上特に必要が認められる」とは、使用料を減免することが、公益的見地から妥当であることをいい、具体的には市又は市の機関が主催する行事等に係る増車場の利用などである。</p> <p>なお、減免の程度は、上記 1 から 3 までの場合は免除とし、上記 4 の場合は内容により個々のケースにより判断する。</p>			

企画 3 - 1 4

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 1 5 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>既納使用料金の返還は、条例第 15 条の規定により審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するとき返還を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用者の責めに帰さない理由により使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨、大雪、雷、強風等の天候不順により、使用できないとき。 (2) 地震等の災害の発生により、利用できないとき。 (3) 使用者の責めに帰さない事故等の不可抗力により、利用できないとき。 2 利用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたとき。 <p>なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は個々のケースにより判断する。</p>			